富山県広域消防防災センター運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 富山県広域消防防災センター(以下「センター」という。)に、富山県広域 消防防災センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次の事項について意見を述べるものとする。
 - (1) センターの運営に関する重要事項に関すること。
 - (2) その他センターの運営の推進に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。
- 2 委員は、学識経験者、センター利用関係者、消防・防災団体関係者のうちから、 知事が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期満了前に欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、委員が互選し、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、会議を進行する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会は、知事が招集する。
- 2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、センターにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初に委嘱される第4条の委員の任期は、同条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。